

社会再編の時代の婚姻・離婚法制—— 1957年シンガポールのムスリム法令による改革

光成 歩

1. はじめに

1950年代は、シンガポールのイスラーム婚姻法制にとって大きな転換期であった。1957年に制定されたムスリム法令により、初めてシャリーア裁判所が設置され、婚姻と離婚の一元的な管理体制が成立したのである。

この改革を推進するにあたって声高に問題視されたのは、「離婚率の高さ」と「カーディの婚姻・離婚認定の権限」である。当時のシンガポールのムスリムの離婚率は50%近くあり、またカーディは婚姻・離婚の登録にあたって大きな裁量権を持っていた。1957年のムスリム法令はカーディの権限をシャリーア裁判所に移し、さらに離婚・婚姻の登録条件を厳格にすることで、離婚率の低減に「成功」し、ムスリムの夫婦のあり方を再規定した。また、1960年にはムスリム法令が改正され、多妻婚に対する規制的な規定が新たに設けられた。

1950年代から60年代は、シンガポールが植民地体制から脱却して自治を確立し、さらにはマレーシア参加をへて独立国家へと歩みを進めた変革期である。これは、シンガポールが外部と区切られた領域内の社会行政制度を整備していくことが求められた時代

でもある。1957年のムスリム法令、1960年の改正、さらには宗教行政制度を設立した1966年ムスリム法施行法は、そうした要請のなかで作られたものだった。

本稿では、上述のような背景を持つムスリム法令がムスリムの婚姻・離婚登録にどのような変化をもたらしたのかを検討するとともに、『カラム』誌上の論説をムスリム法令施行以前と以後に分けて検討し、『カラム』の論者が上からのイスラーム行政制度の確立をどのような立場から捉えていたかを分析する。

2. ムスリム法令(Muslim Ordinance)

(1)改革への動き

シンガポールのムスリム指導者らは、1950年代初頭より離婚率の高さを憂慮し、離婚率の高さを「強制婚、ムスリム花嫁の若さと未熟さ、夫婦の年齢差、離婚の容易さ、公的な調停機関の欠如に起因する」と主張していた[Djamour 1966: 1; Ahmad Ibrahim 1965: 64-6]。こうした流れの中、1951年、イスラーム諮問委員会(The Muslim Advisory Board)がムスリムの婚姻法規定改正を提言する目的で小委員会を設けた[Ahmad Ibrahim 1979: 35]。また、1954年にジョホール在住の女性が単独でシンガポールのカーディによりタリーク離婚(後述)を認定されたが、夫は離婚に

参照記事一覧

1953年11月(40号)	「シャリーア裁判所」(Mahkamah Syariah)
1956年1月(66号)	「イスラーム婚姻法案」(Rang Undang2 Kahwin Islam)
1956年2月(67号)	「シャリーア裁判所における法」(Undang2 di Mahkamah Syariah)
1959年9月(110号)	「シンガポール・シャリーア裁判所の判事の見解はイスラームの教えに反する」 (Pendapat Hakim Mahkamah Syaria Singapura Bertentangan dengan Ajaran Islam)
1960年2月(115号)	「シンガポールのシャリーア裁判所」(Mahkamah Syariah Singapura)
1961年4月(129号)	「シンガポールの婚姻法」(Hukum Nikah Kahwin di Singapura)
1961年5月(130号)	「1960年イスラーム法施行法案」(Rang Undang2 Pertadbiran Hukum Islam Tahun 1960)
1962年6月(143号)	「婚姻・離婚に関する法」(Undang2 Mengenai Hal Ehwal Nikah Cerai)
1962年8月(145号)	「シンガポールのイスラーム教徒はイスラーム法でない法に裁かれるのか？」 (Orang2 Islam Singapura Dihukum dengan Hukuman Bukan Islam?)
1962年10月(147号)	「1960年イスラーム法施行法案の内容が法制化されるのか？」 (Kandungan Rang Undang2 Hukum Pentadbiran Islam Dijadikan Peraturan?)
1963年1月(150号)	「シャリーア裁判所判事ハジ・サヌシ・マフムド氏への回答」 (Jawapan kepada Tuan Haji Sanusi Mahmud Hakim Mahkamah Syariah)
1965年11月(184号)	「シンガポールのイスラーム法」(Undang2 Hukum Islam di Singapura)

納得せず、イスラーム諮問委員会による認定手続の再調査に発展した。この出来事は報道を通して注目を集め、議会にムスリムの婚姻法改定の機運を生もたらした[Djamour 1966: 26]。

その後2度の議会提出を経て1957年に可決されたムスリム法令は、カーディのもつ婚姻・離婚の裁定範囲を狭め、主任カーディもしくはシャリーア裁判所という上位機関にその機能を移すという制度改革と、それを通してムスリムの離婚率を低下させるという「社会問題」対策を主眼としていた。

(2)『カラム』誌の改革への立場

『カラム』誌はシャリーア裁判所設立の動きが始まった当初よりこれを歓迎していたが、その理由は以下の二点である。

○カーディの権限縮小

自らの利益のために、あるいは別の理由のために離婚から生じるあらゆる契機を利用しているカーディたちのやり方にシンガポールのムスリムが不満を募らせている(中略)この重要な法案が後見人(Wali)についても定めているのはとてもよいことだ。後見人については、イスラーム諮問委員会は十分な議論によって慎重に、理性的に対処することが、とりわけ今の時代には大切である。なぜなら後見人の権限が大きいと反対意見が必ずおこる。というのも、すでに後見人がその権限を誤って使い、自分の子供の同意なしに結婚させるということが少なからず起きているからだ。[Qalam 1956.1: 3, 4]

また、控訴委員会にはシャリーアについての深い知識と能力のある人間が必要である、と主張する一方でこの控訴委員会に女性を含む案には強く反対し、「真に見識のある学者ならば女性を迫害することはない」[Qalam 1956.1: 4]と述べている。

○離婚の管理

離婚の多さについての論考は、離婚自体を問題視するというよりも、手続き上の問題点やそれに伴う女性や子供の地位の不安定さを主題として展開される。

ここ数年シンガポールで起きている離婚事件は減少を見せず、シャリーア裁判所の設立を求める空気が醸成されている [Qalam 1953.11: 4]

離婚に関わる多くの出来事がおこり、また婚姻に関するカーディの行動や裁定に大きな不満がある [Qalam 1956.1: 3]

この事項の中でもっとも重要視されるべきは、離婚の管理

と離婚に付随する支払いのことである。子供を養育するための支払いは特に重要である。なぜなら多くの男性はこのことに責任を持つとせず、子供は離婚女性にまかされきりである。この支払いを法制化することは我々の社会にとって大変に重要なことだ。[Qalam 1956.1: 3, 4]

離婚率の高さ、離婚の多さを問題とする立場はとるが、それを掘り下げる議論はみられない。イスラーム法が離婚を否定せず、男女に権利として認めていることも要因と考えられるが、いずれにせよ『カラム』誌が強く問題視しているのは婚姻と離婚登録に大きな裁量権を握っているカーディの存在であった。『カラム』誌は、シャリーア裁判所の設立を第一義的にカーディの権限の改編策として歓迎していた。また、シャリーア裁判所が夫に強制力を伴う命令を出すことにより、離婚後の妻や子供の経済状況が改善されることを期待していた。

(3)改革前のカーディの権限

カーディは、地区または住民の民族・法学派ごとに1名もしくは2名が任命され、シンガポール全体では1950年に12名、1963年に10名のカーディが職務についていた [Djamour 1959: 18; 1966: 26]。職務内容は、地区内のムスリムの婚姻と離婚(復縁)を登録すること、ムスリムの婚姻上の地位を確認すること、ムスリムの夫婦間の問題に助言を与えること¹であった [Ahmad Ibrahim 1979: 35-6]。カーディは政府の職員ではなく、給与は支払われないが、登録手数料と当事者からの礼金²はカーディの収入となった。カーディに任命されるのは必ずしもイスラーム知識の習熟者ではなく、住民もカーディを精神的なリーダーと見なしていなかったが、政府に婚姻と離婚登録の権限を与えられた地域における権威として認識されていた [Djamour 1959: 18]。一部のカーディは、離婚裁定を望む女性から多額の礼金を受け取っていたとされ、『カラム』誌上でも批判されていた。

東南アジアのムスリムの多くが属するシャーフイー派³では、父親(父親が不在の場合には父系の男性親族)が独身女性の後見人となり、後見人が婚姻契

1 婚姻上の地位確認、婚姻紛争の仲介は、当事者がカーディにその要請を行った場合に限られる。

2 法定ではなく慣習によるもの [Djamour 1966: 18]。

3 スンナ派法学派のひとつ。学派により法源の重要度や法規範を導き出す方法論が異なり、婚姻時の後見人の権限などに違いがある。シンガポールのムスリムではマレー系とアラブ系のムスリムがシャーフイー派、インド系のムスリムがハナフィー派に属している。

約を結ぶ。初婚時には女性本人の同意は必要なかった⁴。1950年代のシンガポールでは、後見人とカーディの権限にまつわるいくつかの事件が裁判に発展していた。そのうち一件は、初婚の女性が後見人に交際相手との結婚を認められなかったため、別の地区のカーディを法定後見人として婚姻を強行した例、もう一件は、同様に後見人の同意を得られなかった女性がハナフィー派⁵に「改宗」して婚姻を強行した例である。カーディは女性に後見人がいない場合に法定後見人(Wali Hakim)を務めることができたが、駆け落ちした男女を後見人の許可なく婚姻させるカーディは、緩い基準で離婚裁定をするカーディと同様、批判の対象となった。

(4) ムスリム法令の概要

1957年、ムスリム法令が制定され、翌1958年11月には法令に基づきシャリーア裁判所が発足した。法令のもとでは婚姻・離婚の登録は義務⁶であるが、登録の有無は婚姻・離婚の合法性を左右しないとされた(第12条、第19条)。また、登録の際には妻と夫の両方が書類に署名することが定められた⁷(第12条、第13条)。シャリーア裁判所の使用言語は英語とマレー語で⁸、弁護士に代理権を認めた⁹。また、夫婦間の「深刻な対立」により離婚の合意達成が難しい場合には調停者を任命して調停を行わせる¹⁰と定められた。

婚姻・離婚の認定と登録に関わるカーディの権限は、以下のように上位機関に移された。(1)主任カーディのみが法定後見人を務めることができる¹¹。(2)カーディは夫婦が合意している離婚でなければ登録できない。(3)合意に達していない離婚はすべてシャリーア裁判所の審理をへなければ登録されない¹²。これにより、地区のカーディが裁量権を行使していた夫もしくは妻の単独の申し立てによる離婚や後見人

表1 シンガポールの人口構成

	1947年	1957年
華人	730,133	1,090,596
マレー系	115,735	197,059
インド系 ¹⁶	68,978	124,084
その他 ¹⁷	68,978	34,190
合計	940,824	1,445,929

[Djamour 1959: 3; 1966: 8]より筆者作成。

の承諾を得ていない婚姻の認定はシャリーア裁判所の管轄事項となった。

(5) 1960年改正

1960年の改正によって、多妻婚¹³に主任カーディの事前許可を必要とすることが定められた¹⁴。さらに、この許可を得るためには経済状況の証明や現夫人の了承を得ることが要件化された。また、調停者への離婚権限の移譲ならびに調停者間での離婚の合意を認める項目が削除され、調停は和解を前提として行われることになった¹⁵。

ムスリム法令とその改定の結果、有利な裁定を行ってくれるカーディを求めるシンガポール内外からの移動の流れが大幅に変わるようになった。

3. マレー人ムスリムの結婚と離婚

(1) シンガポールのムスリムとマレー系住民

シンガポールのムスリム人口は、1957年の時点でおおよそ23万1,000人である。この中にはアラブ系やインド系のムスリムを含むが、人口構成比で最も大きなムスリム集団はマレー系住民で、約19万7,000人であった(表1参照)。

(2) マレー系ムスリムの結婚と離婚

マレー系住民にとって(とくに初婚の)娘・息子の結婚相手には、経済的に同じ階層に属し、同じ言語を

4 既婚で離婚・死別による独身女性の場合には本人の同意が必要とされる。

5 成人女性に後見人の同意なしでの結婚を認めている。

6 婚姻・離婚登録の義務化は1909年から導入されていた。

7 後見人の権限で花嫁の意に沿わない「強制婚」が起こるのを避けるために設けられた。

8 使用言語は英語もしくはマレー語、記録言語は英語もしくはローマ字表記またはジャウィ表記のマレー語とされた(第23条第1項、第2項)。

9 第24条、第25条。

10 調停者が代理する者から全権を委譲され、かつ調停者間で離婚に同意した場合、裁判所に報告する。裁判所は調停の結果に満足しない場合に別の調停者を任命できる(第33条第1項、第2項、第3項)。

11 婚姻しようとする女性に後見人がいないか、もしくは主任カーディが十分に満足しう理由によらず後見人が婚姻に同意しない場合には、主任カーディが女性を婚姻させることができる

(第6条第3項)。

12 第12条第3項、第21条第1項、同第2項。また、シャリーア裁判所はカーディの裁定に満足しない場合の控訴機関となり、シャリーア裁判所の命令によりカーディは登録を行う(第14条3項、第4項)。

13 イスラーム法はムスリム男性に4人以内で複数の女性との婚姻を認めている。

14 第7A条第2項、第3項。

15 第33条第3項は「調停者は双方の和解に努力し、調停の結果を裁判所に報告する」と修正された。

16 民族カテゴリー内の宗教構成は1947年センサス、1957年センサスとも明らかではないが、Djamourは1931年センサスの宗教構成をもとに、57年時点で約31,000人がムスリム人口であろうと推計している。[Djamour 1966: 8]

17 「その他」にはユーラシアン、ヨーロッパ人、セイロン、アラブ(「アラブ」人口は1957年で3,471人)が含まれる。

話し、同じ文化を持ち、同じ地域に住む者、また年齢が離れすぎておらず、初婚どうしであることが望ましいとされていた。親族・村落内にふさわしいと思われる相手がいる場合には、経済的な条件のよい他の求婚者よりもその相手を優先し、とくに外来の求婚者を断っても相手の経済条件が整うまで待つ場合もあった [Djamour 1959: 66-73]。他方で、裁判記録や登録資料からみる当時の婚姻・離婚の具体的な状況からは、マレー半島やインドネシア出身の外来者との結婚がまれではなかったことが伺える。

〈多妻婚〉多妻婚は一般的ではなく、そのなかでも妻は多くて二人である。ただし、マレー半島やインドネシアに妻を置いて出稼ぎにきた男性がシンガポールで結婚する場合、また第一夫人を事実上遺棄して新たに結婚する場合などは多妻婚として表面化しにくかった [Djamour 1966: 82-87]。1960年の法改正以前の結婚登録手続きでは、男性は妻帯しているかどうかを申告する必要がなく、このような多妻婚の形態は当局にも把握されにくかった。

〈タリーク〉イスラーム法では、ある一定の条件を満たした場合に妻に離婚の権利を付与するタリーク (Ta'lik; 条件付き離婚) を、夫が宣誓することを認めている。1950年代の一般的なものは、夫が三カ月間¹⁸、妻に扶養を与えず遺棄した場合、妻が離婚の権利を得るというものである。イスラーム法上はこの条件が満たされた瞬間に自動的に離婚が成立するが、社会慣習上は妻がそれをカーディに申し立て、条件が満たされていることを証明し、カーディに認定してもらうまでは婚姻状態が続いているとみなされる。シャリヤ裁判所のタリーク離婚申請記録には、インドネシアやマレー半島を出身とする男性と結婚した後扶養を与えられないまま遺棄されたという申し立てが多くみられる [Djamour 1966: 55-63]。

以上のような婚姻・離婚のあり方からは、シンガポールにやってきた外来者が現地の女性と一時的な

婚姻関係を持つことが稀ではなく、少なくとも当時のイスラーム婚姻制度にはそうした流動的な婚姻関係を阻む要素が欠如していたことがわかる。

(3) 婚姻・離婚登録のインセンティブ

〈婚姻の登録〉一般的に、マレー系ムスリムはカーディによる婚姻の登録と婚姻の合法性とを同一視しており、婚姻の登録をしないで世帯を築く事実婚は非常に少なかったと見られている。多妻婚の場合も、1960年までは特別な手続きをとる必要はなく、登録は容易だった。

〈離婚の登録〉男性は単独の意思で離婚宣言し、カーディの元に赴いて登録することができた。イスラーム法では男性が離婚を宣言した瞬間に離婚は成立しており、妻がこれを認識しているかどうかは要件にならないため、男性による単独での離婚登録は容易だった。また、夫は複数の婚姻を登録することが可能だったので、第二、第三の女性との結婚を望む場合も妻と離婚する必要がなかった。離婚によって妻の待婚期間中の扶養支払いを求められるよりも、扶養を与えずに事実上遺棄するほうが経済的負担も手続き上の負担も軽かったのである。

女性が単独で離婚を登録する場合は、カーディによる離婚の要件成立の認定が必要であった。平均して三ヶ月の遺棄で成立するタリーク離婚も、より長い遺棄期間を要するファサフ (Fasakh)¹⁹ 離婚も、妻が単独の意思で申し立てることができるが、離婚要件が成立してから実際に登録されるために行動を起こすまでに大きな隔りがある。遺棄された妻が登録料や旅費を支払ってまで行方の知れない夫と離婚しても、扶養や手続き費用が支払われるあてもなく、経済的な状況の改善は望めない。このため、離婚状態になっても登録手続きを取らない場合も多く、両親や親族が申し立てを行うための心理的・経済的支援を与えたり、新しい求婚者が現れたときに初めて登録への行動を起こす²⁰。男性に比した場合の女性の離婚獲得の煩雑さが、緩い基準で離婚を認定するカーディを求める動きにつながっていたのである。

(4) 離婚率

図1と図2は、1921年から1964年に登録されたムスリム²¹の婚姻、離婚、復縁の数と、それらから推計した離婚率の推移である。

これをみると、シンガポールのムスリムの離婚率

18 1950年代に入り、交通手段の高速化に伴い期間が三カ月となったが、それ以前には「陸路で半年または海路で一年」、また単に半年とするのが一般的だった [Djamour 1959: 114]。

19 数年にわたる遺棄のほか、暴力、配偶者の不妊や不能も離婚事由となる。

20 そのほかフル (Khulu) 離婚は、妻が何らかの財産を夫に譲ることで自らを「買い戻す」という概念であるが、夫婦間の合意が必要である。マレー語では Tebus Talak (タラークを買う = 独身状態を買い戻す) とも言われている。多くの場合妻が婚姻時に支払われた婚資金を払い戻す (未払いの場合はその権利を放棄する) ことで合意する。

21 登録は民族別に記録されておらず、氏名などから民族を割り出すことが困難であるため、ムスリム全体の数字である。

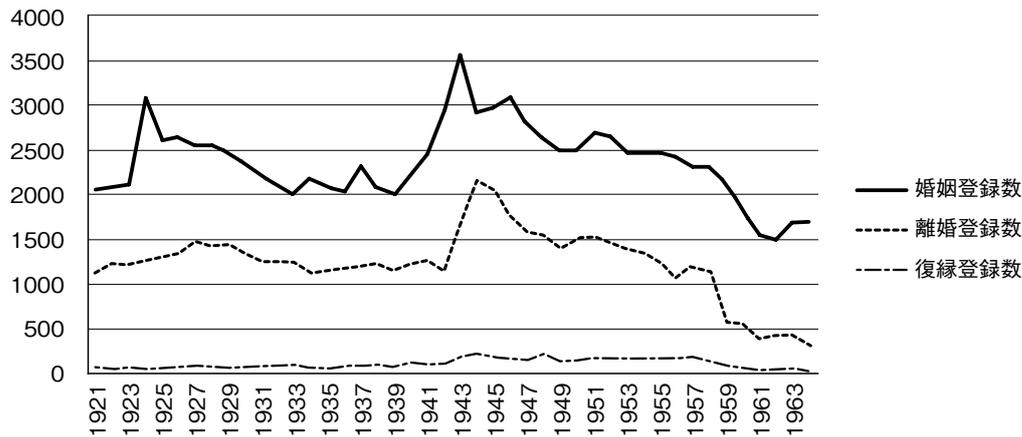


図1 シンガポール・ムスリムの婚姻・離婚登録数の推移(1921～1964年)

[Djamour 1959: 117; 1966: 143-4]より筆者作成。

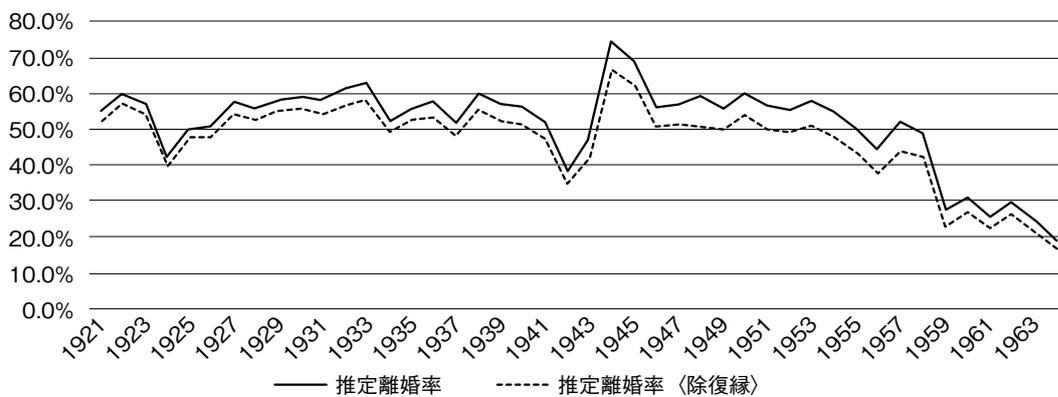


図2 シンガポール・ムスリム離婚率の推移(1921～1964年)

は高いとはいえ1920年代以来大きく上下していないことがわかる²²。Djamourは、シンガポールのマレー人社会には婚姻の不安定さを支え離婚を容易にする社会的・法的・道徳的基盤が存在していたと考察している [Djamour 1959: 139]。

(5) 離婚率の低下

シャリーア裁判所が開設されたのは1958年11月である。図2に見られるように、1958年と1959年を境として離婚率は急激に低下している。しかし、同じ時期に婚姻・離婚登録の絶対数も同時に減少しており、法令の影響は単純に測ることができない。離婚の登録条件が厳格になったことで離婚率は下がったものの、事実上の離婚・結婚状態のうち一定数が表面化しなくなったこと、またシンガポール内外からの有利な裁定を求める動きがなくなったことも登録数の減少に影響していると思われる。

(6) ムスリム法令の夫婦像

上で見たように、離婚率は高いながらも数十年來

安定しており、1950年代の「社会問題化」は、離婚の動向の変化というよりも、あるべき夫婦像の変化が背景となっていると考えられる。それは、シンガポールで同じく1960年に議会に提出され、翌61年に制定された女性憲章と併せて考えることでより明確になる。女性憲章は、華人系住人やインド系住人に認めていた慣習にもとづく婚姻規範を近代西歐的な夫婦規範にもとづいた明文規定に統一した。それは、多妻婚を禁止し、婚姻における女性の権利を定め、男女対等な権利を基礎とした婚姻関係をそれ以前の慣習に置き換えようとするものだった。女性憲章はムスリムには適用されないが、ムスリム法令が夫婦関係の維持に焦点をあて、多妻婚や男性による単独での離婚登録を制限し、また婚姻の最低年齢、婚姻時の花嫁の署名などを定めて婚姻における女性の主体性を保証

22 日本軍の占領直前から終戦にかけては婚姻数、離婚数とも大幅に増加した。婚姻数が最も大きかったのは1943年で、3582件(42年間の平均は2462件)である。離婚数が最も多かったのは1944年、1945年で、2000件を超える(平均は1272件)。占領による行方不明者数増加の結果で、妻が遺棄による離婚申し立て(タリーク)を行った件数も同様に多い。

しようとしたものであり、その目指すところの「夫婦像」が似通っていることは疑いない。

ムスリム法令によって制限されたのは男性の婚姻・離婚権のみではない。不幸な婚姻から逃れるために女性が利用することのできたカーディの権限がシャリーア裁判所に吸い上げられ一元化されたことで、カーディの「裁量」に担保されていた女性の婚姻・離婚に際する自由度も制限されることになった。さらに、合意形成の難しい婚姻紛争の調停は、1960年改正により離婚という選択肢を削除され、和解を目的に行われることになった。

すなわち、ここでの命題は夫婦関係を維持することなのであり、ムスリム法令、女性憲章とともに、従来の流動的な婚姻形態にかえて安定した夫婦関係を新しい夫婦像として提示しているのである。

(7)改革後のカーディ

カーディには夫婦双方の合意が確認された離婚・婚姻の登録の権限が残されるのみとなった。婚姻の安定化を達成するためには、婚姻・離婚管理の一元化とカーディの権限の縮小は必然的なことだった。加えて、婚姻・離婚認定のために国境を越えて流入する動きを制御することも一元的制度設立の目的だった。すでに言及したように、有利な裁定を求めてマレー半島から離婚・多妻婚を望む男女がシンガポールのカーディを訪れるのは珍しいことではなく、反対にムスリム法令の制定後はシンガポールよりも緩い規定をもつマレー半島諸州に赴いて二度目の結婚をしようとする者もいた。これに対しシンガポールは、ジョホール州、マラッカ州、スランゴール州の三州と1963年に非公式協定を結び、こうした男女の領域外での多妻婚を制限しようとした[Djamour 1966: 32]。

また、外来者の婚姻上の地位管理もシャリーア裁判所の重要な役割だった。外来者と結婚した者、結婚後に妻を置いてシンガポールにきた者は領域をまたいで婚姻関係を結んでいることになる。こうした夫婦の離婚において、シンガポールとマレーシアのシャリーア裁判所は、それぞれの管内に住む男女を仲介し、正式な離婚の唯一の執行機関となった[Djamour 1966: 105-114]。

有利な裁定を求めて移動する人の流れを止め、また領域内に居住するものの婚姻上の地位を証明する一元的な制度を設置することで、シンガポールのイスラーム婚姻登録制度は、あるべき夫婦・家族像を規

定し、社会の構成単位とすることを目指していた。流動的な婚姻の合法性を担保してきたカーディの機能は、シンガポール社会の再編の時代にあって大幅に縮小されたのである。

4. 法令施行後の『カラム』誌

(1)離婚・多妻婚の権利抑制への反発

57年ムスリム法令の施行、60年の改正を経て、『カラム』誌の婚姻離婚法制に対する態度は大きく変わった。まず、離婚登録条件の厳格化に対しては、「新聞広告欄の妻への出廷命令を見れば夫が妻を離婚できないことは明白だ」[Qalam 1963.1: 10, 11]と、法制がイスラーム法で認められた夫の権利を制限していると捉えて強く批判した。同様に、多妻婚の条件厳格化についても、「カーディの面前に出ずに結婚すれば州の法に反し(中略)好き合っている者同士が思いを果せば姦通になる。ムスリムにとって姦通は、国の法ではなく、現在施行されていないイスラームの法において大変に重い罪になるのだ」[Qalam 1963.1: 11]と、国の法とイスラーム法とが相反しているとの見解を示した。

(2)イスラーム法に反する法の遵守

国の法とイスラーム法との対立、国の法によるイスラームの法の超越という図式は、複数の記事で強く意識されている。例えば、1961年4月の記事では、シンガポールで多妻婚を認められたインドネシアのウラマーの事例が取り上げられた。これに触れて司法労働大臣が「婚姻はイスラーム法に則って行われたがその行為は国の法に反している」と発言したこと、またそもそも多妻婚を規制する改正案の草案時にイスラーム諮問委員会からも反対意見がでたことを挙げ、「イスラーム教徒はシャリーアの法に反する法を守ることを強制されるのか?」とイスラーム法と「対立する」法令の妥当性に疑問を呈した。[Qalam 1961.4: 3] さらに議論はイギリスの植民地支配期にさかのぼり、「そのときでさえ、人々はイスラーム教までもが植民地化されたと感じたことはない。しかし、自治の歩みを始めた現在、イスラーム教はその法に反する法の下に置かれるようになってしまった」と述べる。[Qalam 1961.4: 3, 4]

この出来事は、同年5月の記事でも触れられている。当時の司法長官(Peguan Agung)だったアフマド・

イブラヒム(Ahmad Ibrahim)がこうした規制をイスラームの教義解釈から肯定しようとする²³ことに対し、「司法長官はシャリーアを乗り越える国の法があることを否定できるのか?」[Ahmad Ibrahim 1965: 66]と述べ、それらがイスラーム法に反しているという立場を示している。[*Qalam* 1961.5: 7]

また、PAP(人民行動党)に対して「イスラームの宗教に関わることは干渉しないと述べた約束を守ってほしい」[*Qalam* 1961.5: 7]と述べ、国家と宗教という枠組みのなかでこの問題を論じようとする態度が見られる。多妻婚、離婚に関する法制をシンガポール政府による「信仰への干渉」ととらえる論調は同時期のほかの記事にも見られる。[*Qalam* 1962.8; 1962.10; 1965.11]

まとめると、『カラム』誌では「イスラーム法が個人に与えた権限を国の法が制限すること」を国の法とイスラーム法の整合性の問題と捉え、両者が矛盾したまま施行され続けることを「信仰の自由の違反」もしくは「宗教実践に対する干渉」と位置づけていた。

『カラム』誌ではそもそも「離婚率の高さ」を逼迫した問題と捉えておらず、法制化を歓迎する際に関心も婚姻の安定化に向けられていた訳ではなかった。むしろ、イスラーム法が定める夫の義務を強制執行するような制度の確立を期待していたのであり、離婚や多妻婚を押しとどめるような規定の制定はイスラーム法の埒外、すなわち「クリスチャンの法」「仏教徒の法」ひいては「女性憲章の侵入」と捉えられたのである。

しかしここで注意を喚起したいのは、シャリーア裁判所の設立やそれに対する政府の後援に対して、『カラム』誌の論考は概して肯定的で、その態度はイスラーム法令などにより望まない規定が制定された後も変わっていない点である。訴えはあくまで制度の規定や運用のあり方の改善に向けられており、そうした議論において制度の存在はすでに前提とされているのである。

23 [Ahmad Ibrahim 1965] の最終章では、執筆当時議論されていたイスラーム法施行法案に対する批判に答えて議論を展開し、離婚・多妻婚の制限について、それがなされないことの方が却ってイスラーム法を誤って解釈した結果だとして次のように述べている。「多妻婚の実践は本当にイスラームを利するもので、実践を許されるべきなのか? イスラームは厳格な制限の上で多妻婚を認めているにすぎない」[Ahmad Ibrahim 1965: 65-6] 「(夫に規制なく離婚宣言する権利を与えることを指して)この自由が本当にイスラームに利するのか? …ほかのイスラーム諸国ではすでに男性の離婚権限は制限を受けている…イスラーム法の定める離婚が不適正に使用され、妻たちに過酷に働いてきたことは間違いない。」

5. 考察

ムスリム法令は、従来のムスリムの婚姻と離婚登録制度を大幅に変更することで、登録される離婚数を減らし、また合意に達していない婚姻紛争をすべてシャリーア裁判所の審理や調停に付すことで、維持される婚姻を増やした。これはムスリムの婚姻・離婚動向への対応策というよりも、自治体制を確立するための夫婦像・家族像の転換を反映した改革だった。

『カラム』誌は、シャリーア裁判所の設立に始まる上からの制度化を歓迎し、期待をよせる論説を掲載していた。しかしムスリム法令が夫の離婚権限や多妻婚などイスラーム法の認める権利を制限していることがわかると、そのような規定には強く反発した。またシャリーア裁判所判事、イスラーム諮問委員会などに対しては、シャリーアの知識がないことを揶揄するような議論も少なからず見られた。しかし、こうした批判的な態度をとりながらも制度や政府の後援の必要性が否定されることはない。一連の法制化に対する『カラム』誌の軸は、制度設立の是非には置かれておらず、むしろ制度の存在を前提にした制度内の規定、人選、意思決定過程といった制度運用上の論点に絞られているのである。

参考文献

- Ahmad Ibrahim. 1965. *The Legal Status of the Muslims in Singapore*. Malayan Law Journal Ltd.
- Ahmad Ibrahim. 1979. *Developments in the Marriage Laws in Singapore Since 1959*. Malayan Law Journal Ltd.
- Djamour, Judith. 1959. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. The Athlone Press.
- Djamour, Judith. 1966. *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. The Athlone Press.
- Hickling, R. H. 1992. *Essays in Singapore Law*. Pelanduk Publications.
- Yegar, Moshe. 1979. *Islam and Islamic Institution in British Malaya*. Jerusalem.
- Sharifah Zaleha Shed Hassan. 1985. *From Saints to Bureaucrats: A Study of the Development of Islam in the State of Kedah, Malaysia*. Cornell University.